

まちの介護保険料を改定

●問い合わせ先／
健康福祉課（沢内庁舎）
☎ 0197-85-3412

町は、令和6年度から8年度までの3か年間の第9期西和賀町高齢者福祉計画と介護保険事業計画を策定しました。

65歳以上の人の介護保険料は、町の介護サービスや介護予防事業に必要な費用と負担する割合で決まります。令和6年度から8年度までの必要な費用や65歳以上の人口推計などから、介護保険料の基準月額を第8期計画と同額の年97,200円（月額8,100円）に据え置きました。

一人当たりの介護給付費増加と65歳以上の人口減による介護保険料の上昇を見据え、国の標準にならい所得段階を10段階から13段階に見直し高所得者の負担割合を引き上げ、これまで以上に低所得者の負担軽減をします。

基準額の決まり方

町の介護事業に必要な費用

×

65歳以上の人の負担分(23^{百分})

÷

町内に住む65歳以上の人数

=

令和6年度から3年間
(第9期介護保険事業計画期間)

保険料の基準額

年額 97,200円
(月額 8,100円)

この基準額をもとに、所得に応じた負担になるよう13段階の保険料に分かれます。これまでの基準額と比べ、第10段階以上に当てはまる人は保険料が上がります。介護保険は「支え合い」で成り立っています。制度へのご理解・ご協力をお願いします。

各段階の保険料

課税区分	所得段階	対象となる人	保険料率	保険料（年額）
本人が住民税非課税	1	次に当てはまる人 ・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.285 [※]	27,800円
	2	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.485 [※]	47,200円
	3	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.685 [※]	66,600円
	4	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	87,500円
	5	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	97,200円
本人が住民税課税	6	前年の合計所得金額が120万円未満	1.20	116,700円
	7	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	126,400円
	8	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	145,800円
	9	前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.70	165,300円
	10	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.80	175,000円
	11	前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	1.90	184,700円
	12	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.00	194,400円
	13	前年の合計所得金額が720万円以上	2.10	204,200円

※公的軽減が適用されるもの